ロ　第二号被保険者としての被保険者期間　厚生年金保険法施行規則第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項

ハ　（略）

二・三　（略）

2　（略）

（裁定の請求）

第十六条　法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ・ロ　（略）

ハ　最後に第一号厚生年金被保険者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者（昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者（昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。）以下同じ。）であつた者

ニ　（略）

四～八　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十二　（略）

3～7　（略）

（裁定の請求の特例）

第十六条の二　（略）

2・3　（略）

4　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～五　（略）

5・6　（略）

第十六条の四　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

3～5　（略）

ロ　第二号被保険者としての被保険者期間　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項

ハ　（略）

二・三　（略）

2　（略）

（裁定の請求）

第十六条　法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ・ロ　（略）

ハ　最後に第一号厚生年金被保険者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者（昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者（昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。）以下同じ。）であつた者

ニ　（略）

四～八　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十二　（略）

3～7　（略）

（裁定の請求の特例）

第十六条の二　（略）

2・3　（略）

4　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～五　（略）

5・6　（略）

第十六条の四　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

3～5　（略）